

「浜松市外国人材活躍宣言事業所認定制度」に関するQ & A

応募要件は何ですか

- 応募要件は下記のとおりです。全ての要件を満たす必要があります。
 - 1 申請する日の属する年度の4月1日現在、1年以上浜松市に所在していること
 - 2 外国人材を1名以上雇用し、安心・安全に働くことが出来る就労環境づくりのほか、能力発揮・活躍促進・職域拡大に努めていること
 - 3 市税を滞納していないこと
 - 4 暴力団又は暴力団員等と関係を有していないこと
 - 5 労働関係法令並びに出入国関係法令等を遵守していること
 - 6 「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないこと

申請手続きに必要な書類を教えてください

- 必要書類は以下のとおりです。
 - 1 認定申請書（第1号様式）
 - 2 取組報告書（第2号様式）
 - 3 チェックリスト（第3号様式）
 - 4 就業規則及び諸規定の写し
 - 5 事業所の概要がわかるもの
 - 6 外国人材の雇用状況がわかるもの

※「1～3」は浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/office/index.html>）からダウンロードできます。「5」は事業所のパンフレットやホームページのコピー等のほか、事業所概要がわかる任意作成の書類、「6」は記載例を参考にしてご準備ください（雇用形態、在留資格、国籍・地域、人数が記載されていれば様式は問いません）。

申請主体について具体的に教えてください

- 浜松市内に本社又は事業所があり、外国人材を雇用する企業、各種法人、団体、個人事業主であれば、規模を問わず、一部業種を除いて対象となります。市内に複数の事業所がある場合は、事業所ごとに申請いただくことも可能です。

外国人材の定義は何ですか

- 外国籍を有する者（資格外活動許可^{※1}の範囲内で当該事業所に雇用されている者を除きます。）の他、外国にルーツ^{※2}を持ち日本国籍を有する者をいいます。

※1 資格外活動許可に関する詳細は出入国在留管理庁のホームページ（<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/shikakugai.html>）等でご確認ください。

※2 外国籍であった者や両親の一方が外国籍である者などをいいます。

派遣社員も本制度の対象となりますか

- 派遣元において外国人材を雇用し、活躍推進並びに多文化共生の取組を行っている場合は対象となります。なお、派遣先では雇用関係にないため、対象となりません。

外国人が経営する事業所でも申請できますか

- 外国人が経営する事業所であっても外国人材を1名以上雇用するほか、日本人を雇用し、外国人材の活躍推進並びに多文化共生の取組を行っている場合は申請の対象となります。

監理団体も本制度の対象となりますか。

- 外国人材を雇用し、活躍促進並びに多文化共生の取組を行っている場合は対象となります。ただし、本来業務である技能実習生への支援は対象外となります。

申請対象となる取組の実施期間の定めはありますか。

- 取組の開始時期は問いませんが、取組の成果を発揮・把握するのに十分な期間を経過しており、現在も継続している取組が対象となります。

認定の基準を教えてください

- 外国人材の雇用実績があり、在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、安心・安全かつ適正に就労できるよう、事業主の方が守るべきルールや配慮していただきたい事項に対応していること。
- 多文化共生の視点が盛り込まれた取組が事業所内に周知されており、外国人材の活躍促進が組織全体の活性化につながっていること。

認定を受けるとどのようなメリットがありますか。

- 認定事業所には、認定証の贈呈、認定マークの使用許可、市のウェブサイト等での取組紹介を行いますので、事業所の PR としてお役立てください。また、市の発注業務における優遇措置や、多文化共生をより進めるためのアドバイザー派遣、日本語教育プログラムの提供などが受けられます。詳しくは市のホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/office/index.html>) をご覧ください。

申請書の書き方や文字数の目安はありますか。

- 申請書の書き方については、市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/office/index.html>) にある申請書（記載例）を参考にご記入をお願いします。文字数の上限はありませんが、取組内容が具体的にわかるように必要な文字数でご記入をお願いします。

チェックリストはすべて「○」がつかないとダメですか。

- 原則としてすべて「○」をつけていただく必要がありますが、該当・経験がない場合等は該当無に「○」をつけてください。詳しくはつぎのQ&Aをご参照ください。

チェックリストの確認欄で、該当・経験がない場合はどのようにしたらいいですか

- 例えば、No.16において現場作業に直接従事しない場合や、No.44～45において実際に解雇を実施したことがない場合は、該当無に「○」をつけてください。

審査はどのように行われますか。

- 書類審査を実施し、それを通過した事業所には訪問調査を行います。その後、認定委員会での最終審査を経て、市長が決定します。
- 書類審査を通過した事業所に訪問調査をさせていただく場合には、別途ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。訪問調査では、労務関係書類等の確認をします。

スケジュールを教えてください。

- 令和6年度のスケジュールは以下のとおり予定しています。

申請期間：6月1日（土曜日）～6月30日（日曜日）

書類審査：7月

訪問調査：8月～9月

認定委員会：10月

認定・公表：10月～11月